

## 【マレーシア】汚職防止委員会法の改正

海外立法情報課 山崎 美保

\* 2018年5月4日、汚職のない環境での営利活動と商業団体による汚職防止対策の実施を目的として、新たに商業団体による違反を規定した、汚職防止委員会法の改正法が公布された。

### 1 汚職防止委員会法（2009年）の制定

マレーシアでは、1997年に汚職防止法（全62条）<sup>1</sup>が施行され、汚職の調査と防止を担う汚職防止庁（Anti-Corruption Agency）が首相府に設置された。2009年1月には、汚職防止庁に代わる、より独立性の高い汚職防止委員会（Malaysian Anti-Corruption Commission: MACC）の設置と、汚職防止やそれに関わる規則を定めた、汚職防止委員会法<sup>2</sup>（全74条）（以下「MACC法」）が施行された。これに伴い、汚職防止法は廃止された。

MACC法の目的は、独立した説明責任を持つ汚職防止機関を設置することによって公共及び民間部門の運営における廉潔性及び説明責任を向上させること、汚職そのものと、公共及び民間部門の運営並びに地域社会への汚職の悪影響について、公的機関、公務員及び公衆を教育することである（第2条）<sup>3</sup>。マレーシアは、2000年に採択された国連腐敗防止条約<sup>4</sup>について、2003年に署名、2008年に批准しており、MACC法は、同条約にのっとり、マレーシアの汚職防止に関する規定を国際基準に引き上げるために制定されたものである。

MACC法は、法律の名称・目的と用語解釈（第1章）、MACCに関する規定（任命、構成員、権限、義務）（第2章）、「汚職防止諮問委員会」、「汚職に関する特別委員会」及び「苦情委員会」に関する規定（第3章）、違反と罰則（第4章）、調査・捜索・押収・逮捕（第5章）、証拠（第6章）、違反に対する起訴と裁判（第7章）、総則（第8章）、廃止と除外（第9章）から成る。MACCは、この法律に基づき、汚職犯罪を捜査する権限を持つ（第30条・第31条）。起訴は検察官の同意によってのみ可能である（第58条）。また、MACCの諮問機関として、「汚職防止諮問委員会」が設置され（第13条）、首相への助言を行う機関として「汚職に関する特別委員会」が置かれる（第14条）。第4章では、贈収賄（第16条・第17条）、虚偽請求（第18条）、入札の撤回（第20条）、公務員の贈収賄（第21条）、外国公務員の贈収賄（第22条）、職権の乱用（第23条）、これらの違反に対する罰則（第24条）、贈収賄取引の報告義務（第25条）、未遂・準備・教唆・共謀（第28条）を規定している。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

<sup>1</sup> Anti-Corruption Act 1997 (Act 575) <<http://www.sprm.gov.my/images/Akta-akta/Act575-anti-corruption-act-1997.pdf>>

<sup>2</sup> Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009 (Act 694) <[http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20694%20\(15\\_5\\_2015\).pdf](http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20694%20(15_5_2015).pdf)>

<sup>3</sup> 芝原真紀「【マレーシア】汚職防止委員会法施行」『外国の立法』No.240-2, 2009.8, p.32. <<https://chosa.ndl.go.jp/download/20090805/0000043839001.pdf>>

<sup>4</sup> United Nations Convention against Corruption (UNCAC) <[http://www.unodc.org/documents/treaties/UNCAC/Publications/Convention/08-50026\\_E.pdf](http://www.unodc.org/documents/treaties/UNCAC/Publications/Convention/08-50026_E.pdf)>

## 2 MACC 法の改正

マレーシアでは、このように汚職対策が強化されてきたが、依然として汚職による逮捕者は減少せず、大きな社会問題となっている<sup>5</sup>。特に、2015年の政府系投資会社ワン・マレーシア開発をめぐる汚職疑惑は、ナジブ前首相自身の汚職疑惑にまで発展し、市民団体による大規模デモが全国的に展開された。

これまでのMACC法は、個人を違反・罰則の対象とし、商業団体は対象外であった。これを改めるための同法改正案が、2018年4月4日に下院で、翌5日に上院で可決され、5月4日にMACC改正法<sup>6</sup>が公布された。今回の改正の主たる目的は、汚職のない環境で実施される営利活動を後押しし、商業団体が組織内での汚職防止への対策をとることを奨励するため<sup>7</sup>、商業団体による違反規定（第17A条）を追加することであり、そのほか、語句の改訂、証拠書類の許容性に関する規定（第41A条）の追加などが行われた。改正条項は全11条である。

## 3 改正法の内容

新たに追加された第17A条では、商業団体による違反を規定する。商業団体とは①会社法（2016年、Act 777）下で設立されマレーシア又は他国で経営を行う会社、②他国で設立され、マレーシアで経営又はその一部を行う会社、③マレーシア又は他国で経営を行う組合<sup>8</sup>、④他国で設立され、マレーシアで経営又はその一部を行う組合である（第8項）。

商業団体に関わる者が、その商業団体のために事業（あるいは事業遂行上の利点）を得るか維持することを意図して、①賄賂の提供、②提供への同意、約束、申出を行った場合、商業団体が罪に問われる（第1項）。違反した商業団体には、違反の対象となった賄賂が金銭的に評価できるものであれば、その総額（価値）の10倍以下若しくは100万リンギ（約2750万円）の罰金のいずれか高い方、若しくは20年以下の禁錮刑、又はその両方が科せられる（第2項）。また、違反が商業団体により行われた場合、違反が行われた時点での①取締役、責任者又は共同責任者、②その業務の経営に関わる者は、その違反が自らの承諾なく行われたこと、その職務と状況を考慮して違反行為を防ぐために行うべき事前の注意義務を遂行していたことを証明しなければ、罪に問われる（第3項）。商業団体が違反の罪に問われた場合、その行為を防ぐための十分な手続を整備していたことを証明することで、自らを弁護できる（第4項・第5項）。

この条項において、商業団体に関わる者とは、①取締役、共同経営者又は従業員、②商業団体のために奉仕する者である（第6項）。ある者がその商業団体のために奉仕していたかどうかは、関連する全ての状況に応じて決定され、単にその者と商業団体の関係性により決定されるのではない（第7項）。

また、第41A条は、他の成文法の定めにかかわらず、この法律下でMACCによって得られた文書又はその写しは、この法律に基づく手続において証拠として許容されることを規定する。

<sup>5</sup> 汚職による逮捕者数は、2014年に552人、2015年に841人、2016年に939人、2017年に879人である。MACC website <<http://www.sprm.gov.my/index.php/en/enforcement/statistics-on-arrests>>

<sup>6</sup> Malaysian Anti-Corruption Commission (Amendment) Act 2018 (Act A1567) <[http://www.federalgazette.agc.gov.my/ouputaktap/20180504\\_A1567\\_BI\\_Act%20A1567.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/ouputaktap/20180504_A1567_BI_Act%20A1567.pdf)>

<sup>7</sup> Malaysian Anti-Corruption Commission (Amendment) Bill 2018 (D.R.2/2018) <[https://www.parlimen.gov.my/files/billindex/pdf/2018/DR/D.R.%202\\_2018%20-%20eng.pdf](https://www.parlimen.gov.my/files/billindex/pdf/2018/DR/D.R.%202_2018%20-%20eng.pdf)>

<sup>8</sup> 組合法（1961年、Act135）下での組合、又は有限責任事業組合法（2012年、Act 743）下で登録された有限責任事業組合を指す。